一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十六号
二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十日

○東北地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市城北町一丁目二〇五番から同市城北町一丁目一七七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月三日

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市守内字下垣内一六三番一三から同市守内字下垣内一六三番九まで	前	一〇・〇〇～一四・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	一三・五〇～一四・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市守内字岩の本一〇七番三から同市守内字西垣内二六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月三日

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市東蒲池字深町五三番二から同市西蒲池字将監坊二九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月三日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治
委員部長参事矢尾板丈明海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（八月一日）

人事異動

内閣

（静岡家庭裁判所判事兼静岡地方裁判所判事・静岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　櫻井　達朗
願に依り本官並びに兼官を免ずる（七月二十九日）
特命全権大使　礒部　博昭
同　田良原政隆
願に依り本官を免ずる（各通）
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　菅原　隆拓
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に採用する
国家安全保障局に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）（併）国家安全保障局）内閣事務官　**槌道　明宏**
国家安全保障局の併任を解除する
防衛省に出向させる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　渡辺　哲也
内閣官房農林水産業輸出力強化等推進室室員を免ずる
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　吉岡　秀弥
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる
内閣官房一億総活躍推進室参事官を命ずる
内閣官房働き方改革実現推進室参事官を命ずる
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を命ずる
（防衛省防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官（併）防衛政策局戦略企画課戦略想定室長）
防衛事務官　飯島　秀俊
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に採用する
（防衛省大臣官房付）同　阿部　正興
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に採用する
（内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官（併）大臣官房参事官（併）大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室室長）内閣府事務官　片山　朗
（内閣府大臣官房）同　野村　裕
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（各通）
（外務省大臣官房）外務事務官　中川　周
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　石﨑　宏明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房「明治１５０年」関連施策推進室参事官を命ずる
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　和栗　博
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ずる
内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる
（外務省大臣官房）外務事務官　今西　靖治
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　小野　功雄
兼官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　河本　雄
内閣官房農林水産業輸出力強化等推進室室員を免ずる
（同（国家安全保障局））同　伊藤　哲也
防衛省に出向させる
（同（内閣官房副長官補付））同　吉田　幸三
内閣府に出向させる
内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を免ずる
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を免ずる